

高梁川流域 7市3町 公立図書館相互利用のご案内

7市3町圏内の公立図書館の相互利用サービスを実施しています。

●圏内にお住まいの方は、このパンフレットに掲載しているどの図書館でも利用できます。

・詳しくは、窓口でおたずねください。

7市3町とは

新見市、高梁市、
総社市、早島町、
倉敷市、矢掛町、
井原市、浅口市、
里庄町、笠岡市
です。



ご利用にあたって

■利用にあたっては、各図書館のルールを守ってください。

■借りるときは

- ・図書等を借りる時は、**各市町ごとの利用者カードが必要**となります。カード発行の際には、運転免許証、保険証、生徒手帳、学生証など、住所が確認できるものをご持参ください。

*住所の明記のないものでは確認できませんのでご注意ください。

- ・貸出図書等の種類や冊数、貸出期間等は各図書館で異なります。
- ・視聴覚資料（DVD・CDなど）は相互利用できません。

■返すときは

- ・**相互利用サービスで借りた本**などは、このパンフレットに掲載しているどの図書館でも返却できます。

*パンフレットに掲載されていない図書館・公民館等には返却できません。

- ・**必ず窓口で『相互利用の返却』**と申し出ていただき、返却のための用紙の記入をお願いします。

*借り受けた図書館に届くまで、返却になりません。返却処理が完了するまでに1週間程度かかります。

■詳しくは利用される図書館窓口でおたずねください。

- 本案内記載の開館時間・休館日は、令和3年7月現在です。

